

岩手県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成28年8月30日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 送達すべき書類 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る裁決書
- 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
岩手県久慈市侍浜町向町第7地割101番地3	中野 正則
東京都練馬区北町三丁目17番14号 山下ビル1F	久慈 時夫
不明	亡 浅水慶子相続財産 相続財産管理人不明

- 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県久慈市侍浜町本町第9地割	108番4	山林	212㎡	212.21㎡	212.21㎡	山林
	109番4	公衆用道路	129㎡	129.82㎡	129.82㎡	山林
	110番4	山林	228㎡	228.70㎡	228.70㎡	山林
	134番5	公衆用道路	596㎡	596.17㎡	596.17㎡	山林
	143番	山林	352㎡	356.89㎡	356.89㎡	山林
	145番5	山林	928㎡	928.75㎡	928.75㎡	山林

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県久慈市侍浜町本町第9地割	108番3	山林	3.83㎡	3.83㎡	3.83㎡	山林
	109番3	公衆用道路	2.26㎡	2.26㎡	2.26㎡	山林
	110番3	山林	3.97㎡	3.97㎡	3.97㎡	山林
	134番3	公衆用道路	4.20㎡	4.20㎡	4.20㎡	山林
	134番4	公衆用道路	2.62㎡	2.62㎡	2.62㎡	山林
	145番4	山林	11㎡	11.82㎡	11.82㎡	山林

- 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成28年9月20日をもって送達があったものとみなされます。